

第1編

公園計画編

[第1編 公園計画編]

第1章 計画の経緯

1. 首里城公園の復元整備に至る経緯

かつて沖縄（琉球）では首里城を頂点とした王国が成立し、中国や東南アジア諸国、日本本土と活発な交易を行っていた。しかし、1879年（明治12）に明治政府が軍隊や警察官を動員して首里城の明け渡しを迫り、時の国王尚泰が家臣らと共に城を出た。この明け渡しで、1429年に尚巴志が沖縄全島を統一して以来450年続いた「琉球王国」が崩壊し、新たに沖縄県が設置されたのである。

その後、首里城には軍隊が駐屯し、往時の建物は官舎や自習所などに使われた。1896年（明治29）に軍隊が撤退した後、この地は文教地区としての性格を帯びるようになり、既存の建物は教室に使われ、さらに新たに学校施設などが城内に建設された。

第二次世界大戦の沖縄戦では、日本で唯一の地上戦が繰り広げられた。首里城跡地やその周辺も米軍の猛攻撃を受け、旧国宝に指定されていた往時の建物を始め貴重な文化遺産はことごとく破壊され、焼失した。

戦争が終結すると、人々はいち早く郷土の復興にとりかかった。1950年（昭和25）には首里城跡地に琉球大学が創設され、その周辺では1957年（昭和32）の園比屋武御嶽石門の復元修理を皮切りに、守礼門、円覚寺放生橋・総門、弁財天堂、さらに天女橋、玉御殿（玉陵）などの復元・修理が行われてきた。

1970年（昭和45）、当時の琉球政府文化財保護委員会が、初めて戦災文化財として首里城の復元構想を提案した。そして、1973年（昭和48）には「首里城復元期成会」が発足するなど、沖縄県民の間で首里城の復元が活発に議論されるようになった。

1982年（昭和57）の第二次沖縄振興開発計画の中で、「首里城跡一帯の歴史的風土を生かしつつ、公園としてふさわしい範囲について整備を検討する」ことが盛り込まれた。同年3月までには手狭になっていた琉球大学の西原町への移転が終了した。

1984年（昭和59）、沖縄県は『首里城公園基本計画』を策定し、首里城跡地を中心とした首里の町並みなどの保全・整備方針を示す「首里杜構想」を発表した。これを受けて同年6月に「自民党政調会沖縄戦災文化

財復元等に関する小委員会」が、首里城跡地を沖縄の本土復帰を記念する国営公園として整備するという構想を発表した。さらに、1986年（昭和61）には、沖縄復帰記念事業として首里城跡地約4haを「国営沖縄記念公園首里城地区」として整備することが閣議で決定され、その周辺を県営公園として整備することが府議決定された。そして、首里城公園（17.8ha）が都市計画決定され、都市公園として首里城跡地の整備が具体的なものとなった。以後、沖縄総合事務局、文化庁、沖縄県、那覇市、住宅・都市整備公団により着々と復元整備事業が進められ、1992年（平成4）11月に首里城公園の一部が開園されて現在に至っている。

表-1 首里城公園復元整備の経緯

年	事項
昭和33	・守礼門復元工事が竣工する。
43	・円覚寺総門復元工事、弁財天堂復元工事が竣工する。
44	・天女橋修理工事が竣工する。
45	・琉球文化財保護委員会が首里城及びその周辺の戦災文化財の復元計画を策定する。
47	・第1次沖縄振興開発計画の中で、戦災文化財の復元を積極的に推進することが明記される。
48	・「首里城復元期成会」が結成される。
49	・首里城歓会門復元工事が竣工する。
52	・玉陵復元修理工事が竣工する。
53	・那覇市により「首里城跡周辺整備基本構想調査」が実施される。
54	・那覇市により「琉大跡地利用基本計画調査」が実施される。
57	・沖縄県により琉球大学跡利用の計画がまとまる。
	・第2次沖縄振興開発計画の中で「首里城跡一帯の歴史的風土を生かしつつ、公園としてふさわしい範囲について整備を検討すること」及び「首里城跡一帯について、沖縄の歴史的風土及び保存等の観点からそれにふさわしい区域としての整備を検討すること」が位置付けられる。
58	・首里城久慶門復元工事が竣工する。
59	・沖縄県により「首里城公園基本計画」が策定される。
60	・昭和60年度政府予算案に首里城正殿等基礎調査費が計上される。
61	・国営公園区域について「国営沖縄記念公園首里城地区」（仮称）として事業着手される。
	・「国営沖縄記念公園首里城地区」として、首里城跡地内約4haを整備することが閣議決定される。
	・沖縄総合事務局により、「国営沖縄記念公園首里城地区基本計画」が策定される。
	・国営公園予定地の周辺を県営公園とすることについて府議決定される。
	・首里城公園（17.8ha）が都市計画決定される。
62	・園北屋武御嶽石門保存修理工事が竣工する。
	・首里城公園内の国営公園部分が都市計画事業承認される。
	・首里城公園内の県営公園部分が都市計画事業認可される。
	・沖縄県により「首里城公園基本設計」が策定される。
	・首里城正殿の木曳式・起工式開かれる。
	・首里城正殿建築工事、石積設置工事等が竣工する。
平成元 4	・首里城公園（第1期開園部分）が開園する。



園比屋武御嶽石門 昭和32年復元修理、昭和61年保存修理



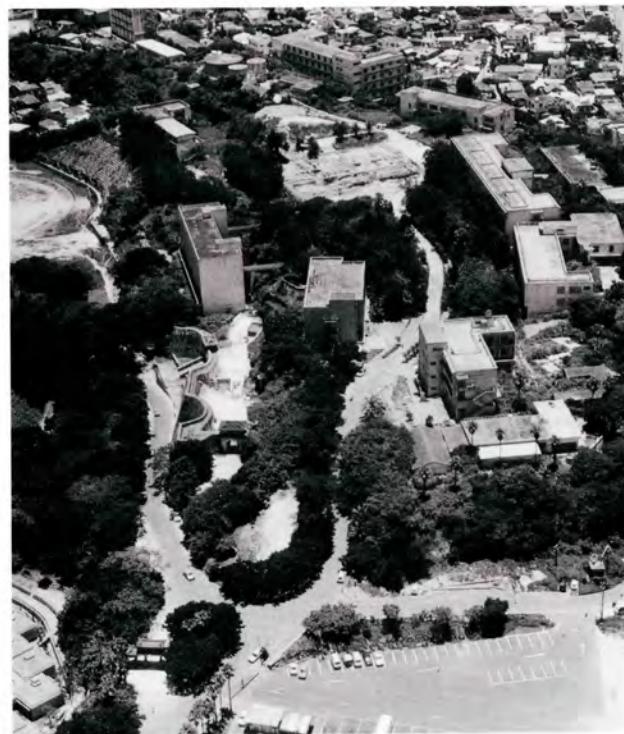
守礼門 昭和33年復元



円覚寺総門 昭和43年復元



弁財天堂と天女橋 昭和43年、44年復元・修理



西側上空から見た首里城跡地 (昭和61年頃)



歡会門 昭和49年復元



タマムドゥン
玉御殿 (玉陵) 昭和52年復元修理

2. 首里杜構想と首里城公園

「首里杜構想」とは、沖縄県が1984年（昭和59）6月に策定した『首里城公園基本計画』の中で基本構想として提案され、首里の風土を形成している地形、地質、水系、植生、町並みなどの保全・整備の方向性と首里城公園の位置づけを示したものである。その概要是以下の通りである。

1) 基本構想

(1) 首里杜構想

「首里杜構想」は弁ヶ岳御嶽を頂点に、真嘉比川と金城川の両水系に囲まれた範囲、及び流域と分水嶺一帯を、古都首里の歴史的発展を特徴づけた風土環境としてとらえた。首里の歴史的環境を支える地形の状況は、今も昔も基本的に変化はなく、長い歴史を越えて受け継がれてきた。そこで首里杜構想では、首里城を中心とする一帯を首里杜地区、これをとりまき2本の水系が骨格となった首里のまち一帯を首里歴史的風土保全地区として、今後の首里のまちづくりに一つの方向性を示すと同時に、首里城公園の位置づけを明らかにするものである。

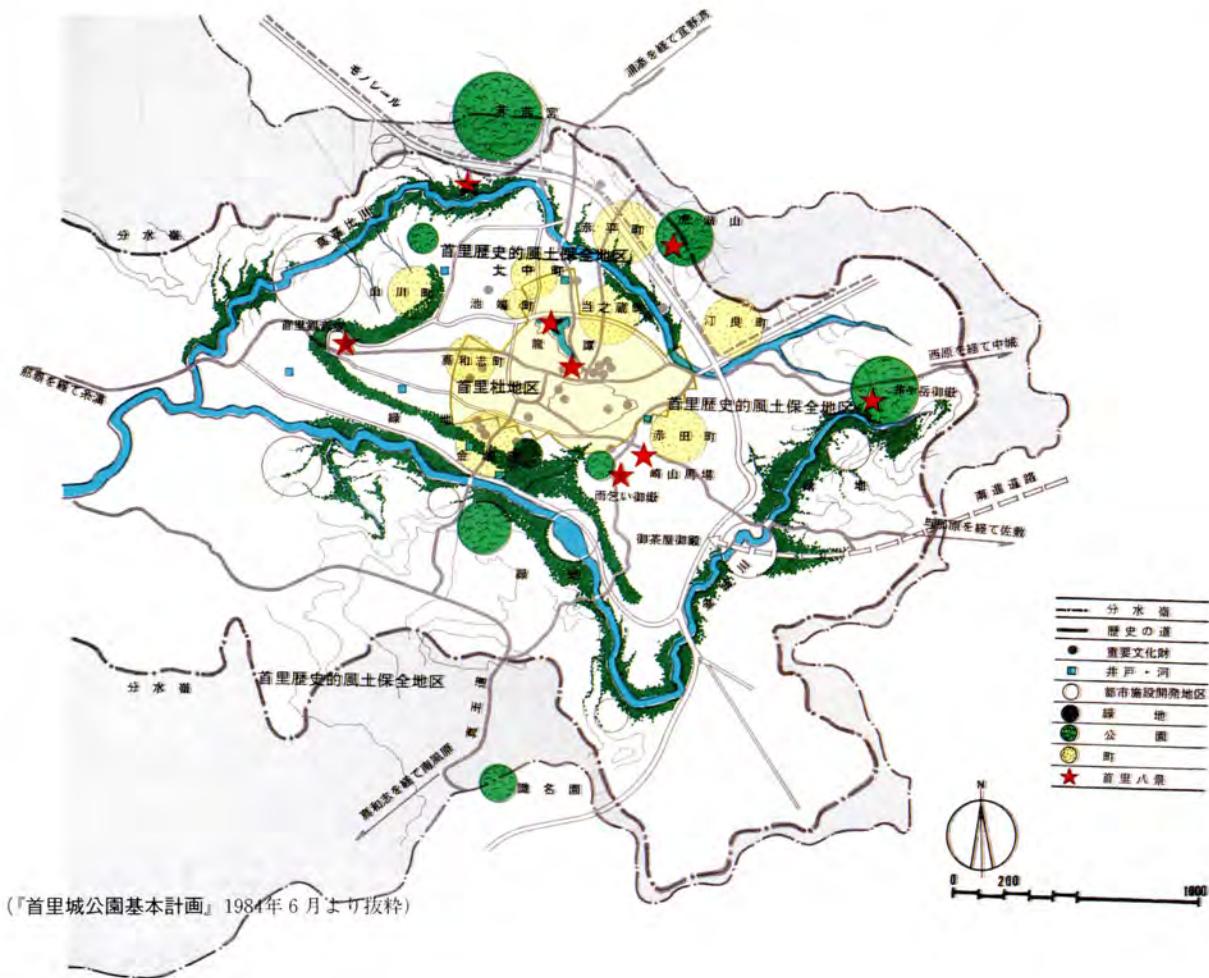
(2)首里城公園の位置づけ

- ・文化的資産の保存と活用
 - ・歴史的風土保全の中心
 - ・観光レクリエーションの拠点
 - ・都市環境の整備

2) 基本計画

(1) 基本方針

- ・首里城一帯については、戦災によって失われた文化遺産の再現を図り、風格ある歴史的環境の創出を目指す。
 - ・沖縄の気候風土から生まれた広場（ナー）を原形とし、可能な限りひらかれた公園を目指す。
 - ・県立博物館や隣接する県立芸術大学と連係した企画運営により、沖縄固有の文化の継承、創造の場として活用を図り、歴史・文化の拠点づくりを目指す。
 - ・首里城公園は首里城構想の中心にあり、周辺の歴史的風土の保全及び環境整備の方向を示し、かつ、観光の拠点となることをを目指す。



3. 調査・設計業務の手法

首里城公園の復元整備に向け、関係機関によって多くの調査・設計業務が行われた。

首里城跡地約4haを国営公園として整備することが閣議決定したことを受け、学識経験者と関係機関による懇談会を開催して公園整備のあり方等を検討し、主に国営公園区域全体の基本計画を策定した。

この基本計画を受けて、各建物、城郭、園路・広場、植栽、利用運営、設備・防災など多岐にわたる公園施設や項目について、基本計画・基本設計を行った。そして、これらの基本計画・基本設計の成果を基に、各公園施設の具体的な復元整備に向けて実施設計を行った。

なお、これらの業務の内、主な業務については学識

経験者を中心とした委員会・専門部会等を設置して、復元整備についての専門的な助言をいただいた。

さらに、本公園区域のほとんどは国と県の史跡指定を受けていることから、整備を行う予定区域の発掘調査を行い、その発掘成果は調査・設計を行う際の基礎資料となった。

また、首里城に関する写真や文献、古文書類を幅広く収集・分析し、さらに古老への聞き取り調査を行い、不明部分等の解明を行った。

これらの調査・設計業務が完了した後、各事業機関によって公園の復元整備工事が行われ、1992年（平成4）11月には一部開園を迎えた。

表-1 主な調査・設計業務

年度	業務名称
昭和63	<ul style="list-style-type: none"> ・首里城公園基本計画策定業務（沖縄県） ・首里城正殿等復元のための材料調査業務 ・首里城正殿跡位置確認調査業務
平成元	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期開園区域城郭実施設計業務 ・第1期開園区域園地実施設計業務 ・広福門等実施設計業務 ・御庭ゾーン展示基本設計業務 ・首里城城郭等発掘調査業務 ・首里城地区記録映画製作業務 ・国営沖縄記念公園南・北殿外実施設計業務（住宅・都市整備公団）
平成2	<ul style="list-style-type: none"> ・広福門内部実施設計業務 ・防火水槽等実施設計業務 ・首里城右掖門・下之御庭ほかの発掘調査業務 ・首里城地区建設記録映画製作業務 ・国営沖縄記念公園南・北殿展示造作物外実施設計業務（住宅・都市整備公団）
平成3	<ul style="list-style-type: none"> ・首里城地区サイン実施設計業務 ・首里城発掘調査出土品整理業務 ・首里城地区植栽樹木調査業務 ・首里城地区建設記録映画製作業務
平成4	<ul style="list-style-type: none"> ・首里城発掘調査出土品整理業務 ・首里城地区建設記録映画製作業務 ・首里城地区撮影外1件業務

年度	業務名称
昭和63	<ul style="list-style-type: none"> ・首里城関係資料解析業務 ・首里城南殿・北殿の発掘調査業務 ・首里城地区建設記録映画製作業務
平成元	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期開園区域城郭実施設計業務 ・第1期開園区域園地実施設計業務 ・広福門等実施設計業務 ・御庭ゾーン展示基本設計業務 ・首里城城郭等発掘調査業務 ・首里城地区記録映画製作業務 ・国営沖縄記念公園南・北殿外実施設計業務（住宅・都市整備公団）
平成2	<ul style="list-style-type: none"> ・広福門内部実施設計業務 ・防火水槽等実施設計業務 ・首里城右掖門・下之御庭ほかの発掘調査業務 ・首里城地区建設記録映画製作業務 ・国営沖縄記念公園南・北殿展示造作物外実施設計業務（住宅・都市整備公団）
平成3	<ul style="list-style-type: none"> ・首里城地区サイン実施設計業務 ・首里城発掘調査出土品整理業務 ・首里城地区植栽樹木調査業務 ・首里城地区建設記録映画製作業務
平成4	<ul style="list-style-type: none"> ・首里城発掘調査出土品整理業務 ・首里城地区建設記録映画製作業務 ・首里城地区撮影外1件業務

4. 委員会等

国営公園区域の復元整備に関連した調査・設計業務では、昭和61年度から昭和63年度にかけて懇談会や委員会、さらに専門部会等を開催した。これらの懇談会や委員会等は学識経験者と関係機関で構成され、本公園の復元整備に関する幅広い意見が交わされた。委員会等を開催した主な理由は以下の通りである。

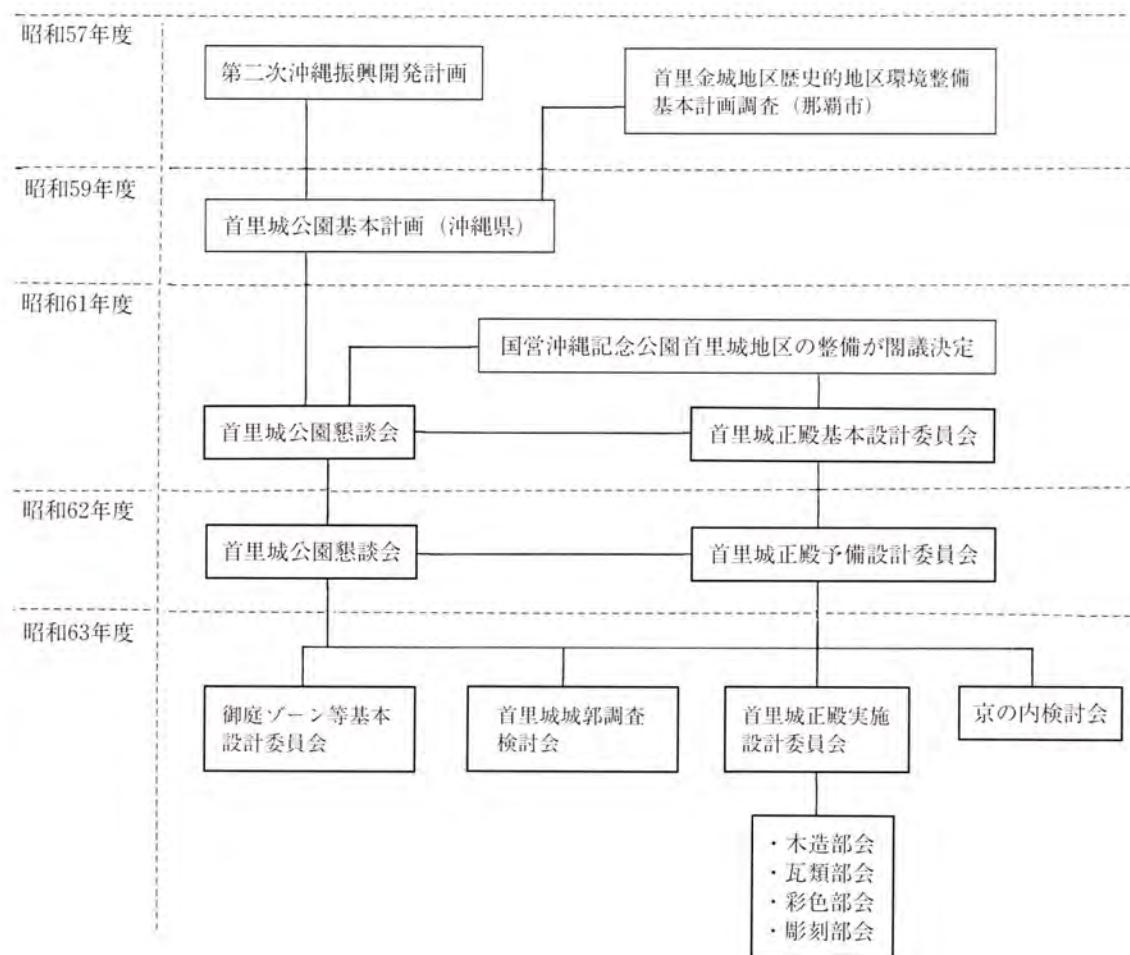
- ・首里城公園の復元整備が歴史的・文化的側面を持ち、しかも建物、城郭、園路・広場、庭園・植栽、利用運営など多岐にわたるため、整備計画を策定するにあたっては各分野の専門的意見が必要であった。
- ・復元設計を行うにあたっては、首里城に関連する歴

史資料や文献等を学術的に分析し、取捨選択することが重要であった。

- ・各公園施設の整備方針（形態、復元手法、用途など）について高度な判断を必要とした。
- ・本公園は都市公園として位置づけられており、都市計画や周辺の整備計画との整合性を図る意味からも関係機関との調整は重要であった。

以上の理由で開催された多くの委員会、専門部会等は、本公園を計画・設計する上で大きな役割を果たした。

図-1 フロー図



1) 首里城公園懇談会（昭和61、62年度）

沖縄県が策定した『首里城公園基本計画』を踏まえて、昭和61年度には国営公園区域を主な対象として、県営公園区域やその周辺区域も含めた整備のあり方について意見が交わされた。

最初に本公園の計画の前提として、計画の経緯や計画地の現況、交通条件、さらに首里城の歴史的条件などを確認した。その上で、公園整備を行うにあたっては、国営・県営公園は利用上一体の公園として考えること、利用動線は景観計画や土地利用計画等を踏まえて首里城の持ち味を引き出すよう工夫すること、かつての聖域の扱いについては慎重に行うこと、周辺道路網の整備や県営区域との整合性を今後の検討課題とすることなど、幅広い意見が交わされた。

これらの意見を基に策定した『国営沖縄記念公園首里城地区基本計画』は、首里城公園の基本的性格を明確化し、公園の復元整備に向けての指針となるもので、以下のような基本的理念・基本方針が示されている。

(1) 基本的理念

- ①歴史の拠点としての首里城
- ②伝統文化の拠点としての首里城
- ③首里城復元の意義
- ◎貴重な国民文化遺産の回復
- ◎新たな県民文化の創出
- ◎伝統技術の継承と発展
- ◎歴史的風土探訪の場の形成

(2) 基本方針

- ・公園計画の考え方として
- ①首里城構造との整合性及び首里城の歴史的風致に配慮した施設配置計画を行う。
- ②歴史・文化の拠点として魅力度の高い施設整備を図る。
- ③将来に向かって沖縄の歴史・文化の拠点となるよう多様な活用を図る。
- ④文化遺産の鑑賞、見学、体験という観光形態の充実を目指す。

昭和62年度の「首里城地区利用運営計画策定業務」では、本公園における利用運営の基本方針、さらに、利用運営計画として展示、利用動線、施設の利用方法、イベントなどについての助言をいただいた。

2) 首里城正殿設計委員会（昭和61～63年度）

正殿の設計業務は基本設計、予備設計、実施設計と3年度にわたって行い、その都度委員会を開催した。なお、各委員会は同一の学識経験者で構成された。

基本設計委員会では、基礎資料に基づいた技術的検討を行い、基本理念、基本方針を策定して復元の方向性を明確にした。さらに、歴史資料を基に往時の間取りを究明し、再現することを確認した。

予備設計委員会では、基本設計を受けて、木材市場の現状を把握した上で木材の樹種を決定した。そして、遺構公開部を設けること、大龍柱の材質・形態の承認など、多岐にわたる検討を行った。

実施設計委員会では、委員会の下に各分野の専門家による部会を設置して専門的立場で様々な検討を行い、さらに、中国、韓国、日本国内の事例調査や各種実験の成果を基に、各部の詳細な設計を行った。

各委員会で確認された主な内容は下記の通りである。

(1) 復元の基本理念

- ・文化的遺産と伝統的技術の継承のため
- ・沖縄県民の心のよりどころとして
- ・郷土史の理解と学習のため
- ・市民の憩いと観光のため

(2) 基本方針

- ・1712年に再建され、1925年に国宝指定された正殿の復元を原則とする。
- ・「国宝建造物沖縄神社拝殿図」の規模を基本とする。
- ・国宝指定時の位置を踏襲し、地盤高についても旧地盤を基本とするが、遺構の保護を考慮して多少の盛土もその範囲とする。

(3) 復元計画

- ・内部間仕切りなどは「百浦添御殿普請付御絵図并御材木寸法記」を根拠に計画を進める。
- ・基礎は布基礎形式を基本として計画する。
- ・遺構の保存を前提とした一部の遺構の公開を基本とする。
- ・防災、避雷、防犯設備を施す。

(4) 各部設計

地盤面のかさ上げ高さ、大龍柱の材質・形態、主な軸組材の樹種、屋根瓦や龍頭棟飾、鬼瓦などの製作方法、建物の彩色など、多岐にわたる項目についてその具体的な仕様を決定した。

3) 首里城城郭調査検討会（昭和63年度）

国営公園区域の石積を復元整備するにあたって、県内のグスク（城）調査、戦前の写真の分析、現況の石積残存調査などを行った。そして、これらの作業を踏まえて、石積の立面、断面タイプを設定し、規模や形態、復元手法と安全性などについて検討を行い、実施設計に向けて基本的な条件整理と方向づけを行った。

検討会では、石積の安全性については裏側の見えない部分で工夫して最小限の補強で検討すること、さらに、石積の高さについては公園施設としての安全性に配慮すること、遺構石積の再利用については、その石積の残存状況を調査して慎重に判断すること、などが討議された。

検討会で確認された主な項目は以下の通りである。

(1)歴史的条件の整理

- ・首里城の築城変遷と関連する石造建造物の整理
- ・石積機能の分類

(2)石積調査

- ・関連の深い城や首里城跡の調査を行い、石積の高さや勾配などについて分析した。

(3)城郭石積復元整備の基本的考え方

- ・遺構発掘調査によって旧石積の位置、根石等を確認し、往時の石積の位置、形状等を踏襲する。
- ・石積の安全性を前提とした復元構造物とする。
- ・往時の石積に補強工が必要とされる時には、旧石積を取り外し、新たな復元構造物を設置する。

(4)各部設計

石積の規模・形態、復元構造物の安全性、さらに城門エリア石積の平面、立面、断面について具体的な検討を行った。

4) 御庭ゾーン等基本設計委員会（昭和63年度）

正殿の復元とあわせて、御庭とそこを取り囲む建物群の整備を行うにあたり、これらの建物の基本設計とその内部の展示計画について検討を行った。

委員会では、最大の展示物は正殿を中心とした建築物であること、展示は県営公園区域と連携して計画すること、南殿は博物館的な水準の施設とすること、王朝文化の香りが感じられる展示をめざすこと、などが討議された。

(1)御庭ゾーン基本構想

①各建物の機能配置構想

- ・正殿は、建物そのものを展示物とし、内部では往時の儀式や国王の執務が伺える展示を行う。
- ・北殿は、御庭ゾーンの建物を理解するためのパネル等の展示を行い、売店、休憩所を設ける。
- ・南殿・番所は、往時の建物と日常的な営みを紹介する実物またはレプリカの展示を行う。したがって、高度な展示設備等を完備する必要がある。
- ・奉神門は、入場者数の調整・管理を行い、各建物の管理と防災、救護等の機能を有する。さらに収納機能も有する。
- ・御庭は、往時の雰囲気が味わえるような場とし、各種文化的イベントにも利用される場とする。

②御庭ゾーン内の動線

- ・奉神門から御庭を経て番所に入り、南殿1、2階をまわり、正殿内を通過して北殿に至り、右掖門より退場するルートとする。身障者の利用にも配慮し、スロープや昇降リフトを設置する。

(2)展示基本計画

- ・メインテーマの「琉球王朝の建築と営み」が理解できるような展示館として各施設を整備する。
- ・貴重な文化財等の一時保存や特別収蔵にも対応できるような設備を整える。

(3)建築基本設計

- ・各建物は、『琉球建築』（田辺泰著）の平面図や写真などから読み取れる規模を基本とする。
- ・建物位置は旧位置を踏襲し、各建物の地盤高は正殿のかさ上げの約68cmに準拠する。
- ・建物の外観は往時の形態を踏襲する。
- ・各建物の内部は展示を主目的とし、それぞれの用途に適した設計とする。



写真-1 首里城公園懇談会 1986年(昭和61) 12月12日



写真-2 首里城正殿予備設計委員会 1988年(昭和63) 2月26日